

鹿屋市重度障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市重度障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱（平成18年鹿屋市告示第92号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿屋市重度障がい者福祉タクシー料金助成事業実施要綱

第1条中「「障害者」」を「「障がい者」」に、「障害者の」を「障がい者の」に改める。

第2条中「「障害者」」を「「障がい者」」に改め、同条第1号中「障害程度」を「障がい程度」に改め、同条第3号中「障害等級」を「障がい等級」に改める。

第3条第1項中「障害者」を「障がい者」に改める。

第4条第2項中「鹿屋市重度障害者福祉タクシー事業者指定申請書」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー事業者指定申請書」に改め、同条第3項中「鹿屋市重度障害者福祉タクシー指定事業者」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー指定事業者」に、「鹿屋市重度障害者福祉タクシー事業者指定書」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー事業者指定書」に改める。

第6条中「鹿屋市重度障害者福祉タクシー利用券」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー利用券」に改める。

第8条第1項中「鹿屋市重度障害者福祉タクシー利用券交付申請書」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー利用券交付申請書」に、「鹿屋市重度障害者福祉タクシー利用券継続交付申請書」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー利用券継続交付申請書」に改め、同条第3項中「鹿屋市重度障害者福祉タクシー利用券交付台帳」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー利用券交付台帳」に改める。

第9条第2項及び第10条中「障害者」を「障がい者」に改める。

第11条第1項中「障害者は」を「障がい者は」に、「鹿屋市重度障害者福祉タクシー障害等受給資格変更届」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー障がい等受給資格変更届」に改め、同項第1号中「障害」を「障がい」に改める。

第12条第1項中「障害者は」を「障がい者は」に、「鹿屋市重度障害者福祉タクシー利用券返還届」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー利用券返還届」に改め、同項第2号中「障害者」を「障がい者」に改め、同条第2項中「障害者」を「障がい者」に改める。

第13条第2項中「鹿屋市重度障害者福祉タクシー料金助成金交付請求書」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー料金助成金交付請求書」に改める。

別記第1号様式中「鹿屋市重度障害者福祉タクシー事業者指定申請書」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー事業者指定申請書」に、「鹿屋市重度障害者福祉タクシー指定事業者」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー指定事業者」に、「鹿屋市重度障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー料金助成事業実施要綱」に改める。

別記第2号様式中「鹿屋市重度障害者福祉タクシー事業者指定書」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー事業者指定書」に、「鹿屋市重度障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー料金助成事業実施要綱」に、「鹿屋市重度障害者福祉タクシー指定事業者」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー指定事業者」に改める。

別記第3号様式中「鹿屋市重度障害者福祉タクシー利用券」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー利用券」に改める。

別記第4号様式中「鹿屋市重度障害者福祉タクシー利用券交付申請書」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー利用券交付申請書」に、「鹿屋市重度障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー料金助成事業実施要綱」に、「鹿屋市重度障害者福祉タクシー利用券の」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー利用券の」に、「鹿屋市重度障害者福祉タクシー利用券を」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー利用券を」に改める。

別記第4号の2様式中「鹿屋市重度障害者福祉タクシー利用券継続交付申請書」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー利用券継続交付申請書」に、「鹿屋市重度障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー料金助成事業実施要綱」に、「鹿屋市重度障害者福祉タクシー利用券の」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー利用券の」に、「鹿屋市重度障害者福祉タクシー利用券を」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー利用券を」に改める。

別記第5号様式中「鹿屋市重度障害者福祉タクシー利用券交付台帳」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー利用券交付台帳」に改める。

別記第6号様式中「鹿屋市重度障害者福祉タクシー障害等受給資格変更届」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー障がい等受給資格変更届」に、「障害の」を

「障がいの」に、「鹿屋市重度障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー料金助成事業実施要綱」に、「鹿屋市重度障害者福祉タクシー利用券」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー利用券」に改める。

別記第7号様式中「鹿屋市重度障害者福祉タクシー利用券返還届」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー利用券返還届」に、「障害者で」を「障がい者で」に、「鹿屋市重度障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー料金助成事業実施要綱」に改める。

別記第8号様式中「鹿屋市重度障害者福祉タクシー料金助成金交付請求書」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー料金助成金交付請求書」に、「鹿屋市重度障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー料金助成事業実施要綱」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。